

鎌倉市図書館の運営について（答申）案に関する意見

図書館協議会委員 和田安弘

■意見を述べるに至った経緯

7月28日に行われた平成28年度第1回の図書館協議会において標記の答申案が議決された。私が図書館協議会委員になったのは前任の公募委員が事情により本年3月の図書館協議会を最後に退任したため、その後任として今年度第1回目の図書館協議会より委員を任命されたのであるが、標記の答申案の内容がほぼ固まった段階での協議への参加となった。

この答申案は基本部分において賛同しかねる内容であり、しかもこの案件についての議論に今回初めて参加することを理由に慎重かつ継続的な審議を求めたが受け入れられず、答申案は議決された。審議の中で言い足りないことがあれば「付帯意見」として提出することが求められ、以下のような答申に至る過程や図書館協議会の在り方にも言及した内容の文書を提出することになった。（なお、この意見書とは別に本来の意味での付帯意見を同時に提出したことをお断りしておきたい）

■諮問から答申に至る経過における問題点

答申案の内容について私見を述べる前に、答申案が議決されるに至った経過を振り返ると、いくつかの問題点があると思われるので、それについて先にふれておきたい。

第一に、今回の諮問案は地域館を非常勤嘱託を中心とする運営に変更するという図書館の運営形態を大きく変えるものであり、本来時間をかけて慎重に審議すべきであるにもかかわらず、昨年度の4回の審議で結論を出すことが当初より求められた。その無理が生じて結果的に今年度にずれこんだが、5名の委員のうち1名の委員が交代し、もう1名が欠員になるという異常事態の中で、本来図書館協議会の場ではなじまない多数決による議決が強行された。

第二に、諮問した図書館長が答申案を執筆し、審議の中でも具体案を提起しながら終始議論をリードし、最終答申案のまとめも各委員と個別に連絡をとりながら行い、今回の図書館協議会で最終案の提案も行うというのは、図書館協議会のあり方としてその主体性を問われるところである。

第三に、最終答申案にはこれまで行われた4回の図書館協議会でほとんど議論されてこなかったことや、確認されていたことと異なる内容が含まれており、公開の場での協議の重みを失わせるものになっている。

例えば、答申では技術職員の採用、資料購入予算の増額、サービスポイントの拡充、蔵書スペースの拡充などについて触れられているが、これまでの審議でこれらについて答申に盛り込むべきという積極的な意見は出ていなかったように思われる。また、図書館長から提案された三つの地域館運営案（A案・嘱託だけで運営する、B案・各地域館に1名の職員は残す、C案・大船図書館のみ職員3名とし他はB案と同じとする）のうちC案で答申すると3月の図書館協議会で確認されていたのだが、最終答申案では大船図書館に加えて深沢図書館も現行のまま職員3名とするとしている。

図書館長が各委員（全員ではない）と個別に意見調整する中で変更されたと思われるが、基本

的な部分を確認したうえでの微調整ならともかく、これほどの変更はあらためて時間をとって議論すべき内容といえる。この意見書も答申の決定を優先し異論があれば付帯意見として出せばよいという十全な議論を回避した結果であり、公開の場での討議で結論を導くという原則にもとるものだと言わざるを得ない。

■図書館協議会のあり方について

図書館長主導の図書館協議会運営について疑問を呈したが、図書館協議会のあり方を考えると、疑問点はそれにとどまらない。

もし図書館協議会で地域館の運営について検討しようとするならば、地域館の本来の在り方や役割、それに対して現状はどうなっているか、そしてそれを踏まえて今後どうすべきかの施策を導き出すというような大きな枠組みで諮問さるべきであろう。地域館が各行政区にどのような経過をたどって配置され、それぞれの地域館がどのような特徴を持ち、どんなサービスをしているかなどの判断材料があって初めて図書館協議会ならではの議論が成立するのではないだろうか。

ところが、今回の諮問は、財政事情の厳しさを強調して、いきなり職員の削減を主目的とする運営変更案を諮問するかたちでなされている。もちろん財政事情も議論のファクターのひとつとなるであろうが、なによりも図書館のあるべき姿を念頭に置きながら地域館の運営の在り方を図書館の専門家、教育現場にかかわる人、利用者・市民の立場から考えるというのが図書館協議会の役割であるはずである。

図書館長より今回なされた諮問の枠組みにとらわれるとどうしても守りの姿勢の中で妥協点を探るような発想になってしまいがちである。しかし、同じ図書館協議会が答申して策定された第2次鎌倉市図書館サービス計画という絶好の指針が与えられているのだから、そこに掲げるサービス目標を念頭に置きながら、もっと前向きに地域館をより充実させる方策やサービスの空白地域を埋めるための具体策などを議論するのが本来の図書館協議会が果たすべき役割ではないだろうか。

■答申の内容について

上に述べたように、第2次サービス計画が掲げる基本方針に沿って地域館の運営体制を検討すべきと考えるが、最終答申案の冒頭の文面を見る限り、予算・人材に限られた中でいかに効率的なサービスを目指すかという財政事情優先の視点で記述されており、諮問の枠組み（ビジョンなき改革というべきか）を超えていない。第2次サービス計画についても言及されているが、この計画に基づいて年度ごとの重点事業を定めているという当然のことを述べているにすぎず、これが答申の趣旨とどのように関連するのか明らかではない。

この答申案の核心は業務の効率化を図るために非常勤嘱託員のさらなる活用が不可避とした部分であろう。そのことへの批判や不安を予想して、地域館を弱体化させないために非常勤嘱託員への継続的研修実施を求めているが、研修さえすれば非常勤嘱託員が職員の代わりになるかどうか大いに疑問である。

非常勤嘱託員の勤務日数・時間は正規職員に比べて短く、しかも有期雇用である。そのため業務内容も比較的単純な作業を受け持つことが多い。こうした制約の中で非常勤嘱託員が専門性を求められる業務に習熟しキャリア形成することは容易ではない。フルタイムの職員でさえ、レファレンス、児童サービス、障がい者サービス、地域資料などの分野は先輩職員からの指導・助言

を受けながら実務経験を積むことによってその能力が培われる。

勤務形態に加えて職務権限でも非常勤嘱託員には制約がある。例えば、学校などの他機関や役所内の他部署との連携の際、正規職員以外の者に責任を持たせて連絡調整を任せるのは連携先の意向を含めて簡単なことではない。

したがって、非常勤嘱託員が多くなればなるほど、しっかりした正規職員側の体制が求められるのだが、答申どおりの地域館運営が実施されると、館に一人しかいない正規職員は頻繁に入れ替わって出勤してくる非常勤嘱託員を管理し、だれが対応しても均質なサービスができるよう指導・助言を行い、責任ある立場での仕事は一手に引き受けなければならない。職員個人の能力以前に物理的にこれらのことは可能であろうか。少なくとも継続的研修の実施(これ自体可能かどうか危うい)で補えるとは思えない。集団としての専門性が求められる図書館職場において非常勤嘱託員が圧倒的多数を占めることはサービスの質的低下を招く危険性がある。

肝心の地域館の運営体制について答申案はごく簡単に正規職員は1名とする、ただし大船図書館は夜間開館が想定されるため、深沢図書館は学校との連携のため正規職員3名を維持すると人員配置について述べるだけで、業務ならびにサービスの見直しをどのように行うのかは明らかでない。

土・日・祝日の安全管理体制についても検討を求めているが、正規職員1名では職員不在の日あるいは時間帯は避けられない。その対応策はあるのだろうか。

答申案の最後に「サービスの向上」という項目を設け、開館時間の延長、資料費の増額、サービスポイントの拡充、蔵書スペースの拡充などがあげられているが、「今までと同じような予算等を確保することは難しい」ということを前提にして組み立てられた答申案の中で予算の増額なしに実現できないような提案が含まれており、論理の首尾一貫性を欠いている。

サービスポイントの拡充の項では、サービスの空白地帯の公共施設などを利用するとしているが、具体例としてコンビニ取次サービスがあげられている。なぜ公共施設の事例として商業施設のサービスが例示されるのか、そしてコンビニでの本の貸出、返却で利用者のプライバシーは守れるのか疑問である。

そして何よりも主目的である財政的メリットがどれほど見込めるかの算定根拠も示されていない。

今回の答申案にはこのように多くの疑問点が残されており、それだけ多くの議論の余地を残したまま確定されてしまったということである。これらの疑問点が解消されないまま答申どおりに地域館が運営されることになれば地域館の弱体化、それに伴うサービスの質的低下は免れないと思われる。また、これほど大きな運営形態の変更については当然にも市民への丁寧な説明と合意形成が不可欠であるが、これについての言及はない。

鎌倉市の図書館の大きな特徴は専門職集団としての職員の力量の高さと、図書館サービスにおける地域館の占める役割の大きさにある。この点を踏まえると、今回の答申は二つの地域館の弱体化にとどまらず、鎌倉市の図書館全体に大きなマイナスをもたらすことになりかねない。

内容的にも手続き的にも多くの疑問を残したまま鎌倉市図書館の将来を大きく左右するような答申を審議を尽くさずに決定したことの責任は重大であるということを最後に申し添えておきたい。

以上